

八尾市観光コンテンツ整備業務仕様書

1 業務名

八尾市観光コンテンツ整備業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 適用範囲

本仕様書は、八尾市（以下、「委託者」という。）が発注する「令和5年度八尾市観光コンテンツ整備業務委託」を受注したもの（以下、「受託者」という。）が順守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

4 業務の指示及び監督

受託者は本業務の実施にあたり、当該契約に基づき委託者と密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

受託者は本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、並びに仕様書に明記されていない事項について判断が必要なときは、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

5 業務の目的

八尾市には豊かな自然、特産品、歴史・文化、産業、農産物、食、まつりなどの地域資源がたくさん存在しており、この魅力ある地域資源を国内外に発信するために、市の広報誌やホームページやSNSなどの媒体を活用して取り組んできた。その中、昨今の経済社会においては、多種多様な地域の魅力ある資源をこれまでの広報媒体以外の手法と最新のデジタル技術を活用した取組みが行われている。

今回の委託業務では、本市の地域資源を最新のデジタル技術を取り入れて「いつでも・どこからでも」オンライン上で体験等できるデジタル映像の開発を進め、本市ならではの魅力的なオンライン観光コンテンツとして整備を行い、八尾市にいなくても、国内外のどこから

でも本市の魅力を経験等できる仕組みの開発を行う。

また、オンライン観光コンテンツを通じて本市に興味を持った国内外の人たちが、2025年大阪・関西万博の開催を契機として来阪した人たちの本市への誘客意欲を高めるため、オンライン観光コンテンツで取り入れた地域資源を含め、様々な地域資源と組み合わせた体験型の観光プランの整備を行う。

本市では、令和5年度の委託業務による成果物を用いて、自走化することを目指しており、そのための仕組みについて整備を進める。

6 定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の定めるところによる。

(1) 「観光コンテンツ」

- ① 地域資源を活用し本市の魅力を経験でき観光客の集客が見込めることができるもの。
- ② フィルムコミッション事業で映画化等された作品の撮影スポット。
- ③ 古墳などの地域資源で見学などできるもの。

(2) 「オンライン観光コンテンツ」

「観光コンテンツ」のうち、オンライン上で「いつでも・どこからでも」地域資源の魅力を経験等できるもの。

(3) 「体験型観光プラン」

「オンライン観光コンテンツ」で活用した観光コンテンツを実体験できるもの。オンライン観光コンテンツで活用した地域資源以外のものも組み合わせること。

7 業務内容

(1) 観光コンテンツの整備

八尾市内の各地域に点在する地域資源を組み合わせることで、国内外からの観光客等が関心を抱き、また、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まる中、サステナビリティ意識が高い人々の注目が集まる観光プログラムやツアー等(観光コンテンツ)を整備する。

観光コンテンツの整備を進める際は、次の点に留意して取り組むこと。

- ① 八尾市観光協会や活動を進める市民団体や民間事業者等と連携を図ること。
- ② 観光コンテンツの持続的な保全と活用の自走化により、地域の経済・社会・環境の好

循環を加速させる仕組みに繋がるものとする。

- ③ 観光コンテンツは、政府が示す「質」を重視した「稼ぐ力」を実現し、地域社会・経済の持続可能性を将来にわたって存立する役割が期待できること。

(2) オンライン観光コンテンツの整備

観光コンテンツの中で、最新のデジタル技術を取り入れて「いつでも・どこからでも」オンライン上で体験等できるデジタル映像の開発を行うこと。

八尾市内の観光コンテンツを提供する場所に行かずともオンライン上で体験等できる仕組みを整備することとし、実際に八尾市へ訪問し、実物の体験への誘導を図る企画とすること。

オンライン観光コンテンツを整備する際は、そのコンテンツ自体の追加や削除などの変更を行うことが予測されるため、後年度に八尾市が運用する際の留意点についても提示すること。また、その際の参考価格についても現在の物価価格等踏まえて提案すること。なお、この価格は委託料に含めないこと。

オンライン型観光コンテンツは、伝統芸能、農産業など複数の分野の体験できる観光コンテンツを用いることとし、5コンテンツ以上を整備すること。また、体験以外のコンテンツも3コンテンツ以上を整備すること。

(3) 体験型観光プランの整備

体験型観光プランとして、オンライン観光コンテンツをデジタル機器により体験等した人々が、実際に八尾市に訪れる際に、オンライン観光コンテンツを含め、それ以外の観光コンテンツを組み合わせ、八尾市内を楽しめる周遊のパッケージプランを整備する。

体験型観光プランでは、観光コンテンツを提供する運営団体や運営主体が継続して、活動を展開する好循環を生むことで、観光客と運営主体の双方にとって観光のメリットを実感できる「持続可能な観光」の仕組みとすること。

体験型観光プランを整備する際は、令和5年3月31日に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を踏まえ、観光庁が示す「観光地や観光産業の『稼ぐ力』の好循環による持続可能な観光地域づくり」における、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」などの「質」を重視した観光地の「稼ぐ力」を実現し、地域社会・地域経済の持続可能性を将来にわたって存立するものとする。

なお、体験型観光プランは、国内旅行者だけでなく海外からの旅行者にも関心がもたれ

るプランであることと、また、高付加価値なサービスを求める観光客をはじめ、複数のターゲットを区分し、その区分に応じたプランを総数10プラン以上、整備すること。

体験型観光プラン



観光コンテンツ
例) 山麓自転車

オンライン観光コンテンツ

観光コンテンツ
例) 枝豆収穫



観光コンテンツ
例) 遊覧飛行

※別紙は本市の体験型観光コンテンツの一例

(4) 成果物

成果物の納品場所は、本市が指定する場所で次に定めるものとする。①②については、外国語表記(英・中国(繁体字・簡体字)・韓国・ベトナム)の対応をすること。

- ① 制作したオンライン観光コンテンツサイトデータ一式
- ② 観光パンフレット

オンライン観光コンテンツと体験型観光プランに分けて、InDesignまたはIllustratorを用いてデジタルパンフレットを作成し、プランのタイトル、特集テーマ(サブタイトル)、プラン内容(場所、概要など)、その他必要な事項を紹介すること。

最終完成データおよび作成にあたり撮影した写真をCD-ROM等の電子媒体(2個)で提出し、本市で容易に修正が可能なものとする。

- ③ 事業報告書

紙ベース10部、データ1部

8 業務管理

(1) 体制

- ① 受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、市と連絡調整を図ること。なお、総括責任者は、契約期間中は原則同一人物とすること。
- ② 総括責任者は、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努めること。なお、業務従事者のうち最低1名は本業務を主業務とすること。
- ③ 本業務の従事者を記載した業務従事者届及び実施体制図を作成し、委託者に報告すること。

(2) 進捗管理

- ① 契約締結時期から令和6年3月末までの想定スケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- ② 本業務を進めるにおいては、主要な事項に関する協議を、業務着手前、業務着手時、業務実施期間、業務完了時の4回のタイミング時に行うこととし、業務実施期間中においては観光コンテンツの整理、オンライン観光コンテンツの整備、体験型観光プランの整備を進める過程において、打合せについては、必要に応じて観光コンテンツを提供する現地で打合せを行うものとする。
- ③ 上記以外に委託者から要請があった場合又は、受託者が必要であると判断した場合は、打合せを実施すること。
- ④ 主要な事項に関する協議を行った際は、概要を記した議事録を作成し、委託者に提出すること。

9 個人情報の取り扱い

本業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

なお、業務に係る個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、個人情報保護の措置を講じること。
- ② 本業務に係る個人情報について、第三者への提供を禁止する。
- ③ 本業務の履行に際して取得し、若しくは作成した個人情報が記録されている文書等又は電磁的記録の複写及び複製を禁止する。
- ④ 本業務を受託し、若しくは受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせること、又は不当な目的に利用することについて、禁止する。
- ⑤ データ管理について、適宜適切なデータ管理・保管に努めること。個人情報等が含まれるデータについては、施錠できるロッカー等で管理・保管することとし、管理方法・保管場所を報告すること。
- ⑥ データ保護及び機密保護を徹底するため、データ管理者・データ使用作業従事者をはじめとする関係者全員に対してデータ保護及び機密保護に関する趣旨説明資料を配布し、その重要性についての説明を徹底するなど適切な措置を講じること。
- ⑦ データ管理者・データ使用作業従事者を始めとする関係者全員の氏名を報告すること。

10 その他

- (1) 業務の成果や課題などを検証し、委託業務終了後、業務完了届を委託者に提出すること。(検証する内容は協議のうえ決定する)
- (2) 受注者が納入した成果物にかかる一切の権利は委託者に帰属する。
- (3) ウェブサイト保守管理については、次のとおりとする。
 - ① データの更新頻度に応じて、定期的に全データをバックアップすること。
 - ② 掲載データを保有するサーバが明確であること。
 - ③ 万が一障害が発生した場合、障害発生時直前までのデータ復旧が可能なこと。
 - ④ 各種ログは、電子メディアで記録、保管することとし、不正アクセス等が発生した際に参照できるようにしておくこと。
- (4) 第三者の著作権その他の権利についての交渉、手続きは受注者が行うこととし、そ

の経費は委託料に含むものとする。

(5) 八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

(6) 事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規。

(7) 障がいのある人への合理的配慮については、次のとおりとする。

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき本市が定めた「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

11 問合せ先

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市魅力創造部観光・文化財課 担当：西澤・吉村

TEL：072-924-3717 / FAX：072-924-3995

E-Mail：k-bunkazai@city.yao.osaka.jp